

安平町民間賃貸共同住宅等建設促進条例

(目的)

第1条 この条例は、定住化の促進に伴う人口増加が町の活性化を図るために重要な施策であることにかんがみ、新たに町内に賃貸共同住宅等を建設する者に対して予算の範囲内で助成措置を講ずることにより、民間資金を活用した賃貸共同住宅等の建設を促進し、もって転出による人口減少を抑制するとともに、町外からの転入者の増加に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「賃貸共同住宅等」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する共同住宅又は長屋であつて、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- (1) 建設する1棟につき、2以上の戸数を有するものであること。
- (2) 各戸が居間（台所と共有している場合を含む。）のほか、1以上の居住室を有するもの（各戸が賃借人となる者以外に同居する者を居住させるために十分な広さを有するものに限る。）であること。
- (3) 各戸に玄関、便所、浴室及び台所が設置されているものであること。
- (4) 建築基準法の基準に適合するものであること。
- (5) 各戸について不特定多数に公募を行い、当該応募者との賃貸借契約の締結により入居者を決定するものであること。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、新たに町内で賃貸共同住宅等を建設し、その所有者となる法人又は個人であつて、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 建設する賃貸共同住宅等が専ら自己若しくは自己の親族又は特定の事業者等の従業員等に限定して入居させるためのものでないこと。
- (2) 公租公課に滞納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団の構成員でないこと。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、建設する賃貸共同住宅等1棟につき、その戸数に規則で定める基準額を乗じて得た額とする。ただし、建設する賃貸共同住宅等1棟につき、2,500万円を超えることができない。

(助成金の認定申請)

第5条 助成金の助成を受けようとする者（以下「交付希望者」という。）は、建築基準法第6条第1項に規定する賃貸共同住宅等に係る建築の確認の申請書を提出する前に、あらかじめ、賃貸共同住宅等の建設に係る助成金の認定申請書を作成し、町長に提出しなければならない。

（助成金の交付認定）

第6条 町長は、前条の規定により助成金の認定申請書の提出があったときは、その内容について審査し、助成金を交付する要件に該当すると認めたときは、当該交付予定額を認定し、交付希望者に通知するものとする。

2 町長は、前項に規定する交付認定を通知する場合において、当該賃貸共同住宅等に入居する者の生活上必要と認める附帯施設の設置等規則で定める事項に関し条件を付することができる。

（助成金の交付申請）

第7条 前条の規定により交付認定の通知を受けた者（以下「認定者」という。）は、建築基準法第6条第1項に基づく建築に係る確認済証を受けた場合には、賃貸共同住宅等の建設工事に着手する前に、交付申請書に当該確認済証を添えて町長に提出しなければならない。

（助成金の交付決定）

第8条 町長は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、次に掲げる事項に該当しているかどうか等について審査し、助成金を交付する要件に該当すると認めたときは、交付申請書を提出した認定者に通知するものとする。

- （1） 第3条に規定する助成対象者の要件を満たしていること。
- （2） 当該交付申請の内容が第5条第1項の規定により提出された認定申請書の内容から大幅な変更が生じていないこと。
- （3） 第6条第2項の規定により付した条件の履行が確実であること。

（決定内容の変更）

第9条 前条の規定により助成金交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該決定に係る内容を変更しようとするときは、決定内容変更申請書に理由を付して町長に提出しなければならない。ただし、町長が認めた軽微な変更にあつては、この限りでない。

（決定内容の変更承認）

第10条 町長は、前条の規定により決定内容変更申請書の提出があったときは、その内容

について審査し、当該変更を認めたときは、決定内容変更申請書を提出した交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、賃貸共同住宅等の建設工事が完成したことにより建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の交付を受け、当該賃貸共同住宅等の登記が完了した場合には、実績報告書にこれらを証する書面を添えて町長に提出しなければならない。

(助成額の確定及び通知)

第12条 町長は、前条の規定により助成金実績報告書の提出があったときは、その内容について審査し、及び当該賃貸共同住宅等の現場検査を行い、助成が適当と認めたときは、助成額を確定し、実績報告書を提出した交付決定者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第13条 前条の規定により助成額の確定通知を受けた交付決定者は、確定を受けた助成額に係る交付請求書を町長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第14条 町長は、交付決定者から助成金の交付請求書の提出があったときは、速やかに当該交付決定者に助成金を交付するものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第15条 交付決定者は、交付された助成金を目的外に使用し、又はその受ける権利を他人に譲渡し、若しくは担保に供してはならない。

(交付決定の取消し等)

第16条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正行為により助成金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 第6条第2項に規定する条件を故意に履行していないと認めたとき。
- (3) 第15条の規定に違反したとき。
- (4) 助成金の交付の決定を受けた日から起算して5年を経過する日までの間に当該賃貸共同住宅等を取り壊し、若しくは改築し、又は用途を変更したことにより賃貸共同住宅等の要件を欠いたとき。
- (5) 賃貸共同住宅等の所有権の権原を他人に譲渡し、若しくは転売した場合であって、助成金の交付の決定を受けた日から起算して5年を経過する日までの間に賃貸共同住宅等の要件を欠き、又は新たな所有者が第3条に規定する助成対象者の要件を満たし

ていないと認めたとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、建築基準法又はこの条例に違反したとき。

(助成金の返還)

第17条 町長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

(条例の失効に伴う経過措置)

3 第16条及び第17条の規定は、前項の規定によるこの条例の失効後も、なおその効力を有する。

安平町民間賃貸共同住宅等建設促進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、安平町民間賃貸共同住宅等建設促進条例（平成23年安平町条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 町内業者 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により建築工事業又は大工工事業に係る建設業者の許可を有している法人（次号において「許可法人」という。）であって、安平町内において現に2年以上事務所を有し営業しているもの

(2) 町外業者 町内業者以外の許可法人

(助成金の額)

第3条 条例第4条に規定する規則で定める基準額は、次のとおりとする。

項 目	賃貸共同住宅等建設施工業者の別	
	町内業者	町外業者
建設する賃貸共同住宅等1棟につき、各戸が居間のほか、2以上の居住室を有するもの	180万円	120万円
建設する賃貸共同住宅等1棟につき、上記以外のもの	120万円	80万円

(助成金の認定申請)

第4条 条例第5条に規定する認定申請書は、安平町民間賃貸共同住宅等建設促進助成金事業認定申請書（様式第1号）によるものとする。

(助成金交付認定者への通知)

第5条 条例第6条の規定による通知は、安平町民間賃貸共同住宅等建設促進助成金事業交付認定（不認定）通知書（様式第3号）によるものとする。

(助成金交付認定者に対する条件)

第6条 条例第6条第2項に規定する規則で定める事項は、おおむね次に掲げるとおりとする。

(1) 附帯施設として1戸あたり車1台以上の駐車場及びおおむね2平方メートル以上

の広さの物置を設置すること。

(2) 入居者に係るごみ置き場に関し、町の関係課等との協議に基づき必要な措置を講ずること。

(3) 入居者に対する地域活動への積極的な参加及び協力を要請すること。

(4) 賃貸共同住宅等及び附帯設備に関し、環境不良の状態にならないよう、維持管理等必要な措置を講ずること。

(助成金の交付申請)

第7条 条例第7条に規定する交付申請書は、安平町民間賃貸共同住宅等建設促進助成金事業交付申請書（様式第4号）によるものとする。

(助成金の交付決定)

第8条 条例第8条の規定による通知は、安平町民間賃貸共同住宅等建設促進助成金事業交付決定（却下）通知書（様式第5号）によるものとする。

(決定内容の変更)

第9条 条例第9条に規定する決定内容変更申請書は、安平町民間賃貸共同住宅等建設促進助成金事業決定内容変更申請書（様式第6号）によるものとする。

(決定内容の変更承認)

第10条 条例第10条の規定による通知は、安平町民間賃貸共同住宅等建設促進助成金事業決定内容変更承認（不承認）通知書（様式第7号）によるものとする。

(実績報告書)

第11条 条例第11条に規定する実績報告書は、安平町民間賃貸共同住宅等建設促進助成金実績報告書（様式第8号）によるものとする。

(助成額の通知)

第12条 条例第12条の規定による通知は、安平町民間賃貸共同住宅等建設促進助成金事業交付額確定通知書（様式第9号）によるものとする。

(助成金の請求)

第13条 条例第13条に規定する交付請求書は、安平町民間賃貸共同住宅等建設促進助成金交付請求書（様式第10号）によるものとする。

(助成金の交付決定の取消し及び返還命令)

第14条 条例第16条の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、受給者に対し、安平町民間賃貸共同住宅等建設促進助成金交付決定取消通知書（様式第11号）により通知するものとする。

2 町長は、条例第17条の規定により助成金の返還を命ずるときは、受給者に対し、安平町民間賃貸共同住宅等建設促進助成金返還命令書（様式第12号）により通知するものとする。

（報告等）

第15条 町長は、受給者に対し、対象住宅の状況について報告を求め、又は必要な助言若しくは指導を行うことができる。

（委任）

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（この規則の失効）

2 この規則は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第4条関係）

安平町民間賃貸共同住宅等建設促進助成金事業認定申請書

年 月 日

安平町長 様

申請者 住所

氏名

㊟

電話

安平町民間賃貸共同住宅等建設促進条例に基づき、助成金の事業認定を受けたいので次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名	
2 住宅の名称	
3 住宅の所在地	
4 住宅の所有予定者 (住宅建設者)	住 所 氏 名 連 絡 先
5 敷地の所有等	地 番 (敷地面積: m ²) 所 有 自己所有・借地 借地の場合 借地期間 (年 月 日から 年 月 日まで) 土地所有者 住所 氏名
6 住宅の延床面積等	延床面積 m ² (1戸あたりの専用床面積: m ² 、共有部分: m ²)
7 住宅の構造・戸数等	住宅の構造 階数・戸数 階建て 戸
8 住戸タイプ等	住戸タイプ (間取り・LDK) 住戸タイプ別の戸数
9 賃借料予定額等	月額
10 ゴミステーションの設置	事前協議内容
11 工事施工者 (請負契約の相手方)	町内業者・町外業者 住所 氏名 電話
12 事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
13 建設予定月日	着手日 年 月 日 完了日 年 月 日

14 入居予定月日	入居募集予定	年 月 日	入居開始予定	年 月 日
15 総事業費	円 (建物、附帯設備等を含む)			
16 助成対象見込戸数	戸			
17 助成対象見込額	円 (円/1戸あたり×戸数)			
18 資金計画	①民間資金	②自己資金	③町助成金	④その他
	円 借入先：	円	円	円 具体的に

備考 次の書類を添えて提出すること。

- (1) 事業予算書
- (2) 設計図書 (建築基準法の規定に基づく確認申請に必要となる次の書類)
 - ア 建物及び駐車場、物置等の附帯設備の配置図 (縮尺300分の1以上)
 - イ 建物附近の見取図 (縮尺任意)
 - ウ 建物の平面図及び立面図 (縮尺100分の1以上)
 - エ 建物の全体及び各住戸の床面積求積図
- (3) 印鑑証明書
- (4) 納税証明書
- (5) 申請者が個人の場合にあつては、所得証明書
- (6) 申請者が法人の場合にあつては、法人登記簿謄本又は履歴事項全部事項証明書及び直近の決算書類
- (7) 土地に関する全部事項証明書の写し
- (8) 誓約書兼同意書 (様式第2号)
- (9) 住宅管理に関する書類 (入居基準、賃借料予定額、賃貸契約書式、管理方式、地域活動計画、住環境配慮計画等)
- (10) 建物、附帯設備等の工事見積書 (内訳別)
- (11) 賃貸共同住宅等の建設請負業者との工事請負契約書の写し
- (12) その他町長が指定する書類

申請者の担当者氏名及び連絡先

住 所	
所属部署	
氏 名	
電話番号	

受付番号	受 付 印

様式第2号（第4条関係）

誓約書兼同意書

私は、安平町民間賃貸共同住宅等建設促進条例を理解した上で申請し、当該条例に定める要件及び事項等を満たし、かつ、提出する申請書類の事項について相違ないことを誓約します。

また、安平町が申請条件資格等の確認を行うにあたり、必要があるときは、提出した書類の事項並びに納税状況等について調査することに同意します。

年 月 日

（法人にあっては、法人名、代表者名）

住 所

氏 名

㊞

様式第3号（第5条関係）

（表）

安平町民間賃貸共同住宅等建設促進助成金事業交付認定（不認定）通知書

第 号
年 月 日

様

安平町長

印

年 月 日付けで提出がありました安平町民間賃貸共同住宅等建設促進助成金事業認定申請書について、安平町民間賃貸共同住宅等建設促進条例に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

認定の可否	認定・不認定
事業名	
助成対象見込額	
事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
認定の内容	
不認定の理由	
認定の条件	

(裏)

【留意事項】

- 1 安平町民間賃貸共同住宅等建設促進条例等の規定を遵守すること。
- 2 当該助成金を目的外に使用し、又はその受ける権利を他人に譲渡し、若しくは担保に供してはなりません。
- 3 次のいずれかに該当するときは、当該助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることがあります。
 - (1) 虚偽の申請その他不正行為により助成金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) 条例第6条第2項に規定する条件を故意に履行していないと認めるとき。
 - (3) 条例第15条の規定に違反したとき。
 - (4) 助成金の交付の決定を受けた日から起算して5年を経過する日までの間に当該賃貸共同住宅等を取り壊し、若しくは改築し、又は用途を変更したことにより賃貸共同住宅等の要件を欠いたとき。
 - (5) 賃貸共同住宅等の所有権の権原を他人に譲渡し、若しくは転売した場合であって、助成金の交付の決定を受けた日から起算して5年を経過する日までの間に賃貸共同住宅等の要件を欠き、又は新たな所有者が条例第3条に規定する助成対象者の要件を満たしていないと認めるとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、建築基準法又は当該条例に違反したとき。
- 4 当事業に係る建築確認済証の受領を受けた場合には、住宅の建設工事に着手する前に、助成金事業交付申請書に次の書類を添えて助成金事業の交付申請を行ってください。
 - (1) 建築基準法第6条第1項に基づく建築に係る確認済証の写し
 - (2) その他町長が指定する書類

様式第4号（第7条関係）

安平町民間賃貸共同住宅等建設促進助成金事業交付申請書

年 月 日

安平町長 様

申請者 住所
氏名
電話

㊟

安平町民間賃貸共同住宅等建設促進条例に基づき、助成金の交付決定を受けたいので次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名	
2 住宅の名称	
3 住宅の所在地	
4 住宅の所有予定者 (住宅建設者)	住 所 氏 名 連 絡 先
5 敷地の所有等	地 番 (敷地面積: m ²) 所 有 自己所有・借地 借地の場合 借地期間 (年 月 日から 年 月 日まで) 土地所有者 住所 氏名
6 住宅の延床面積等	延床面積 m ² (1戸あたりの専用床面積: m ² 、共有部分: m ²)
7 住宅の構造・戸数等	住宅の構造 階数・戸数 階建て 戸
8 住戸タイプ等	住戸タイプ (間取り・LDK) 住戸タイプ別の戸数
9 賃借料予定額等	月額
10 ゴミステーションの設置	事前協議内容
11 工事施工者 (請負契約の相手方)	町内業者・町外業者 住所 氏名 電話
12 事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
13 建設予定月日	着手日 年 月 日 完了日 年 月 日

14 入居予定月日	入居募集予定	年 月 日	入居開始予定	年 月 日
15 総事業費	円（建物、附帯設備等を含む）			
16 助成対象見込戸数	戸			
17 助成対象見込額	円（円／1戸あたり×戸数）			
18 資金計画	①民間資金	②自己資金	③町助成金	④その他
	円	円	円	円
	借入先：			具体的に

備考 次の書類を添えて提出すること。

- (1) 建築基準法第6条第1項に基づく建築に係る確認済証の写し
- (2) その他町長が指定する書類

申請者の担当者氏名及び連絡先

住 所	
所属部署	
氏 名	
電話番号	

受付番号	受 付 印

（表）

安平町民間賃貸共同住宅等建設促進助成金事業交付決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

安平町長 回

年 月 日付けで提出がありました安平町民間賃貸共同住宅等建設促進助成金事業交付申請書について、安平町民間賃貸共同住宅等建設促進条例に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決定の可否	決定・却下
事業名	
助成対象見込額	
事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
決定の内容	
却下の理由	

(裏)

【留意事項】

- 1 安平町民間賃貸共同住宅等建設促進条例等の規定を遵守すること。
- 2 当該助成金を目的外に使用し、又はその受ける権利を他人に譲渡し、若しくは担保に供してはなりません。
- 3 当事業の内容を変更するときは、町長の承認を受けなければなりません。ただし、軽微な変更については、この限りではありませんが事前協議願います。
- 4 当事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、町長へ届け出てください。
- 5 当事業が事業実施期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 6 次の各号のいずれかに該当するときは、当該助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることがあります。
 - (1) 虚偽の申請その他不正行為により助成金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) 条例第6条第2項に規定する条件を故意に履行していないと認めたとき。
 - (3) 条例第15条の規定に違反したとき。
 - (4) 助成金の交付の決定を受けた日から起算して5年を経過する日までの間に当該賃貸共同住宅等を取り壊し、若しくは改築し、又は用途を変更したことにより賃貸共同住宅等の要件を欠いたとき。
 - (5) 賃貸共同住宅等の所有権の権原を他人に譲渡し、若しくは転売した場合であって、助成金の交付の決定を受けた日から起算して5年を経過する日までの間に賃貸共同住宅等の要件を欠き、又は新たな所有者が条例第3条に規定する助成対象者の要件を満たしていないと認めたとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、建築基準法又は当該条例に違反したとき。
- 7 賃貸共同住宅等の建設工事が完成したことにより建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の交付を受け、当該賃貸共同住宅等の登記が完了した場合には、実績報告書に次の書類を添えて実績報告を行ってください。
 - (1) 事業決算書
 - (2) 建物、附帯設備等の支払い領収書の写し
 - (3) 建物の所有権保存登記又は建物表示登記の写し
 - (4) 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し
 - (5) 建物、附帯設備等の完成写真（四方向から撮影ほか）
 - (6) 入居募集に関する書類
 - (7) その他町長が指定する書類

様式第6号（第9条関係）

安平町民間賃貸共同住宅等建設促進助成金事業決定内容変更申請書

安平町長 様

年 月 日

住所

申出者

氏名 ㊟

電話

年 月 日付け第 号により決定を受けた内容について、その内容を変更したので、安平町民間賃貸共同住宅等建設促進条例に基づき、次のとおり申請します。

記

事業名		
変更の理由		
変更の内容	変更後	
	変更前	

備考 変更の内容が確認できる図面など、必要書類を添付すること。

様式第7号（第10条関係）

安平町民間賃貸共同住宅等建設促進助成金事業決定内容変更承認（不承認）通知書

第 号
年 月 日

様

安平町長 印

年 月 日付け申請のありました安平町民間賃貸共同住宅等建設促進助成金決定内容変更申請書について、安平町民間賃貸共同住宅等建設促進条例に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

事業名	
決定区分	承認・不承認
変更後決定内容	
不承認の理由	

安平町民間賃貸共同住宅等建設促進助成金実績報告書

安平町長 様

年 月 日

住所

氏名 ㊟

電話

年 月 日付け第 号により交付決定を受けた安平町民間賃貸共同住宅等建設促進事業について事業が完了したので、安平町民間賃貸共同住宅等建設促進条例に基づき、次のとおり報告します。

記

事業名	
住宅の名称	
住宅の所在地	
事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
事業完了年月日	年 月 日

備考 次の書類を添えて提出すること。

- (1) 事業決算書
- (2) 建物、附帯設備等の支払い領収書の写し
- (3) 建物の所有権保存登記又は建物表示登記の写し
- (4) 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し
- (5) 建物、附帯設備等の完成写真（四方向から撮影ほか）
- (6) 入居募集に関する書類
- (7) その他町長が指定する書類

安平町民間賃貸共同住宅等建設促進助成金事業交付額確定通知書

第 号
年 月 日

様

安平町長 印

年 月 日付けで提出がありました安平町民間賃貸共同住宅等建設促進助成金実績報告書について、安平町民間賃貸共同住宅等建設促進条例に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

事業名	
住宅の名称	
交付決定額	金 円
助成対象見込額からの減額理由	

【留意事項】

- 1 交付額確定通知を受けた交付決定者は、速やかに安平町民間賃貸共同住宅等建設促進助成金交付請求書を提出してください。
- 2 当該助成金を目的外に使用し、又はその受ける権利を他人に譲渡し、若しくは担保に供してはなりません。
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、当該助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることがあります。
 - (1) 虚偽の申請その他不正行為により助成金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) 条例第6条第2項に規定する条件を故意に履行していないと認めたとき。
 - (3) 条例第15条の規定に違反したとき。
 - (4) 助成金の交付の決定を受けた日から起算して5年を経過する日までの間に当該賃貸共同住宅等を取り壊し、若しくは改築し、又は用途を変更したことにより賃貸共同住宅等の要件を欠いたとき。
 - (5) 賃貸共同住宅等の所有権の権原を他人に譲渡し、若しくは転売した場合であって、助成金の交付の決定を受けた日から起算して5年を経過する日までの間に賃貸共同住宅等の要件を欠き、又は新たな所有者が条例第3条に規定する助成対象者の要件を満たしていないと認めたとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、建築基準法又は当該条例に違反したとき。

安平町民間賃貸共同住宅等建設促進助成金交付請求書

安平町長 様

年 月 日

住所

請求者

氏名

Ⓜ

電話

年 月 日付け第 号で交付額確定通知を受けた安平町民間賃貸共同住宅等建設促進助成金について、下記のとおり請求いたします。

記

1. 助成金請求額 円

2. 事業名

3. 振込先等

金融機関名	銀行	支店
フリガナ 口座名義		
預金種目	普通・当座	
口座番号		

※口座名義は、請求者氏名と同一にしてください。

安平町民間賃貸共同住宅等建設促進助成金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

安平町長 印

年 月 日付け第 号で交付の決定をした助成金について、安平町民間賃貸共同住宅等建設促進条例の規定により、当該決定の全部又は一部を取り消したので、次のとおり通知します。

記

事業名	
助成金の交付決定額	金 円
取消しの理由	

安平町民間賃貸共同住宅等建設促進助成金返還命令書

第 号
年 月 日

様

安平町長 印

年 月 日付け第 号で交付の決定をした助成金について、安平町民間賃貸共同住宅等建設促進条例の規定により、次のとおり返還するよう命じます。

記

事業名	
交付決定年月日	年 月 日
交付年月日	年 月 日
交付額	金 円
返還額	金 円
返還金の支払期限	上記返還額を別紙の納付書により、 年 月 日までに返還してください。